

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の申出があります。泉君の持ち時間の範囲内でこれを許します。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。総理、よろしくお願いをいたします。

今日は、東京の山岸一生代議士に手伝わってもらいます。

我が国で、新型コロナウイルスでこれまで一万八千五百人を超える方がお亡くなりになりました。心からお悔やみを申し上げます。そして、医療の現場で奮闘されておられる全ての皆様に心より感謝を申し上げます。

そして、このテレビ、ラジオを聞きながら、自宅や病院で、宿泊施設で療養されておられる皆さん、そして濃厚接触者となって待機をされている皆さん、そして病院の待合室でこれ聞いておられる皆さん、そして全ての国民の皆さん、大変な今我慢を強いられているというふうに思います。しっかりとこのコロナ対策、万全を期すよう、

総理と議論をしていきたいというふうに思います。まず、やはり重要なことは、医療崩壊と生活崩壊、この二つの崩壊を繰り返さない。特に、昨年の八月にございましたように、助かる命が助からない、これは決して繰り返してはならない。これは新型コロナウイルスの患者さんのみならず、コロナでなくとも、入院できずに命を落とした方がたくさんおられました、昨年ですね。それを絶対に繰り返してはならないという思いで、これはもう総理と同じだと思いますので、しっかりと議論をして政策を前に進めるといっていききたいというふうに思います。

今日は大方針をお伺いしますので、総理とやり取りをさせていただければと思います。

まず、総理は聞く力ということを言われておりますけれども、このオミクロン株対策について、国民の皆さんから、政府の対策について苦言なりあるいは注文なり、そういう耳の痛いことというのは総理の耳にちゃんと入っているのかなというのはちょっと心配なんです。国民の皆さんから聞いたそういう類の話、ちょっとここで、もしあれば御紹介いただければと思うんですが。

○岸田内閣総理大臣 オミクロン株への対応については、様々なお立場の方から、私の方にも直接いろいろな御意見を承っております。

水際対策についても、それぞれのお立場によって、より厳しくしてもらいたいという意見もあれば、より緩和して、世界への窓を広げてもらいたい等の意見もあります。病床、あるいはワクチン接種、そして検査、また経口治療薬、こうした体

制について、よりスムーズにアクセスできるようにいろいろ工夫してもらいたい等々、様々な御意見を承っております。

政府として、昨年から、こうした新しい変異株への対応も含めて、様々な準備をしてきたところでありますが、その対応をしっかり稼働させると同時に、日々いたただく様々な御意見についてもしっかりと受け止めて、よりオミクロン株の特性に合った対応を考えていかなければいけない、こうしたことを考えております。

濃厚接触者の待機期間であったり、あるいは入院の基準であったり、オミクロン株の科学的な知見が集まる中であって、より現実的な対応を日々考えていかなければいけない、こうしたことを思いながら取組を進めている次第であります。

○長妻委員 いろいろな今声が届いているということ、医療体制に対する注文の声もあるということでありまして、ちょっと私が心配なのは、総理に、本当に国民の皆さんの厳しい声が届いているのかなと。我々の方は、野党だからというわけじゃありませんけれども、日々地元を回っておりますので、御自宅なんかへ行くと、いろいろなことが耳に入ってくるわけでございます。

というのは、危機感の欠如というのが少しこれはあるんじゃないのかなと心配なんです。

総理は、代表質問あるいはいろいろな場面で、最悪の事態を想定する、こういうふうにおっしゃっておられます。この最悪の事態の中には、入院できない状態、つまり、助かるはずの命、これが入院できない、そういう事態も最悪の事態の中に

入っているという理解でよろしいんですか。

○岸田内閣総理大臣 昨年十一月、明らかにさせていただいた全体像という計画の中においても、昨年の夏の段階と比べて二倍の感染力あるいは三倍の感染力、こうした形で感染が広がったとしてどう対応するのか、こうした計画を作らせていただくました。

そういった体制の中で、病床の逼迫等についても厳しい状況をしつかりと想定して、この全体像の計画の中に盛り込ませていただいた、こうしたことであります。

○長妻委員 二倍、三倍ということ想定したと言われておりますが、厚生労働省の見解によると、今回のオミクロン株の感染力は三倍から四倍だということなんです。重症化率は、東大の先生のグループによると、大体四分の一から三分の一ぐらいじゃないか。でも、逆に言うと、新規感染者が四倍から五倍になったら、去年の八月と同じレベルの絶対数、重症者の絶対数が発生するわけで、私が聞いた質問にちよつと答えていただきたいんですが、最悪の事態というのは、入院すべき方が入院できない、助かる命が助からなくなる、こういう事態も最悪の事態、総理が考える最悪の事態に含まれているのかということなんです。

○岸田内閣総理大臣 先ほど言いましたように、昨年の夏と比べて二倍、三倍、更にその上の状況が起こったとしても医療が逼迫しないように病床をどう確保するか、あるいは、何よりも、自宅療養において、去年、医療にアクセスできずに大変厳しい状況に陥ってしまった、この点をしっかりと

振り返って、自宅療養も含めて全体として医療にしっかりとアクセスできる体制を全体像の中に盛り込ませていただき、準備を進めてきた、こういったことであります。

○長妻委員 ちよつとお答えいただけませんけれども、やはり、最悪の事態というのは、去年の八月の再来、これも起こり得るんじゃないのかということも考えながら私は対策を取ってほしいんです。起こらなさいです、それは。

医療のキャパをきちつと確保して、万々が一ときに備える対策をするということは、逆に言うと、経済も動かせるんです。今、経済がなかなか動かしにくいのは、去年の八月の再来、つまり医療がまだまだ私に言わせれば不十分なんです。確かに病床は三割増になりました。いろいろな手当てがありますが、細かく見ていきますと、それを超えた場合の臨機応変な対応の仕組みがないわけですよ。そこが非常に心配なんです。

そこで、一番私が心配なのは、選挙前に、自民党の公約で、先ほど代表表からありましたけれども、法律を手当てする、医療確保等の、こういうことを約束されておられた。選挙前に、私もテレビ番組に出ますと、自民党の方なんかは、法律をすぐ作るんだ、万全を期すんだということ、私もそれは同感だったわけですが、選挙が終わりますとそういう話が立ち消えになって、私が一番驚いたのは、総理が、今年の六月をめどに、司令塔とか、感染症法の在り方とか、保健医療体制の確保、これを取りまとめると。しかも、危機に迅速に対応するため。今は危機じゃないんですか、

今。

これは、役所も、我々も役所ともいろいろ勉強もしておりまして、役所がこういう資料もまとめているんですよ、やる気になって。今、配付資料の中に入っていますけれども、去年の十二月十七日に厚生労働省がまとめた「現行の感染症法等における課題・論点」、これを基に法律を速やかに作るということで、私は期待したんです。

というのは、今総理がおっしゃったように、ベツドを増強した、いろいろな医療の手当てをしたというのは分かります。それで済めばいいんですよ、その範疇の中に今回収まればいいんですよ、それは。ただ、収まらないときにどうするのかというのがここに論点として書いてあるわけですね。それが法律の改正なんです、目的なんです。オーバーフローしたときどうするのか、臨機応変に、オーバーフローしそうなときにどう対応するのかということ。

この中に書いてありますのは、論点として厚生労働省が作ったのは、まず、国の権限、関与の強化が必要だと。去年の反省から。

これは御存じのように、今の現行法だと、医療の最終責任は都道府県が持つんですよ、都道府県が最終責任。国じゃないんです。これは平時なんです、発想が。その平時の発想で今もずっとやっているわけですよ。だから、お国は後ろに構えているいろいろ見ているというか、指示するというか、そういう状況になっているわけですよ。

それじゃ駄目だと。やはり国が、危機のときは、オーバーフローしそうなときは、できると

きはいいんですよ、その皆さんの手当てをして。したときは国が前面に出ていく、そういう仕組みがないといけないし、あるいは、都道府県も医療の現場に少し手を入れて、権限を持ってコントロールできるような仕組みも必要だと。

つまり、何が言いたいのかというと、一番重要なのは、危機が起こる前に、全国のお医者さんとか看護師さん、あるいはベッド、これを融通し合う司令塔が必要なんです、首相官邸に、自治体と協力して。それは、全国全てで同等の危機が発生したらこれはなかなか難しいんですが、濃淡あるわけですよ、タイムラグもあって。そういう形で融通し合う仕組み。そして、特に今度は御自宅の対応というのが、更に、デルタ以上に重要になってきます。そういう意味では、自宅におられる方をケアする体制、オンライン含めて、お医者さんやどういふふう配備していくか、足りなくなった地域にはほかから応援をもらうとか、そういう融通し合う調整能力がないんですよ、今、国には、法的な根拠が。

実はこの前も厚生労働省が、沖縄が大変になりましたね、去年、今も大変ですけれども。昨年、非常に新規感染者が増えたときも、厚生省の一部局が電話しまくって、いろいろなところに、看護師さん、ちょっとお願いねと、こういうことを職員レベルでやっているのが現状なんですよ。

これは、総理、六月と言わずに、是非前倒しをして、もう本当は去年やってほしかったんですが、我々と議論して、大車輪で、一刻も早く、もう今月から議論を始めて、来月上旬とか、非常に速い

スピードで法案を作り上げる、こういうことを是非御決断いただきたいと思うんですが、いかがですか。

**○岸田内閣総理大臣** 政府としては、まずは目の前のリスクにしっかりと対応しなければいけないということ、今の法律の中でできることを全てやらなければいけないということで、準備を進めてきました。

病床についても、公的病院中心に病床の確保を進めながら、民間の皆さんとも書面をもって契約をし、病床の確保に協力していただく、こういったことで、去年の夏の三割増、三万七千の病床を確保しました。臨時の医療施設、入院待機施設も、去年の夏の四倍弱であります、三万四千人分を確保しました。また、地域においても、自宅療養者の皆さんにしっかりと医療にアクセスしてもらわなければいけないということで、全体像の計画の三割増、一万六千の医療機関を確保しました。これは、まずは今の法律の中でできることをしっかりと用意すること、これが何よりも大事だということ考えて取り組んできました。

そして、法律の改正ということですが、現在のオミクロン株の実態についても、科学的知見、ようやく少しずつ集まってきたという状況であります。そういったこの新型コロナの実態にどう適切に対応していくのか。これは、去年から今年にかけての様々な対応をしっかりと検証した上で法律を作っていくべきであるという考えに基づいて、六月、司令塔機能と併せて法律を作っていく、こうした考え方を示させていただいている、これが

私たちの考え方です。

**○長妻委員** 総理、今総理がおっしゃった医療の充実、数字を挙げていただきました。それはそれでいいことなんです、私が申し上げているのは、それをオーバーフローしたときにどうするのかということ、これを法律であらかじめ手当てしておく。

この法律が、空振りになった方がいいんですよ、発動しないまま終息すれば。ただ、私は、本当にそうなのかな。少し気になるのは、例えば、大阪で一月十六日に判明した、これは政府からいただいた資料ですが、重症者七人おられると。そのうち五人がデルタで、二人がオミクロンだった。私は、今出ている重症者はかなり、半分以上がオミクロンかなと思っただんですが、デルタ株はまだ根深くあるわけですね。東京なんかでも、九割以上はオミクロンかもしれませんが、逆に言うと、残りにはデルタなんです。先生方によっても、デルタも変異していると言う先生もおられるんですよ、デルタ株が。

そういう意味で、是非、さっきの厚生労働省のこの論点にも、こういうことが書いてあります。病院の任意の協力を頼らざるを得なかった、去年は。それが問題だった。あるいは、自宅やホテル療養者への医療提供の体制整備が課題だった。法的根拠が必要なんじゃないのか。有事を想定した国、地方の事前計画の策定の仕組みがなかった。ここに論点、我々も考える論点が全部書いてあるんですよ。準備万端とは言いませんが、準備していたんですね。ところが、政治の上の方から、撃ち方やめと。何でなのか。まあマスコミ報道なん

かによると、参議院選挙で何か支障があるみたいな報道があります、私、理由は分かりませんが、理由が私にもありませんけれども。

これは是非、今パネルをちょっと示しましたが、実は、我々立憲民主党は去年の六月に法律を提出しているんです。国民の命を守るための検査拡充、病床確保、医療従事者等支援三法案というんです。その一つの法案の中に、これはインフル特措法改正案なんですが、患者等に対する医療を確実に行うための要請等、他の都道府県知事に対する医療の提供の要請、国がですね、そういう権限を付与した法律を出しているんです、国会に。国会の仕組みは、御存じのように、なかなか我々、過半数を取っていないので、審議してほしいとお願いしても、やはり過半数の反対で審議されていないわけです。

ですから、じゃ、この法案を修正してもいいですよ、もちろん。ここはこういうふうに変えた方がいいと自民党から言っていたら、これはもう既に六月に出している法律なので、総理の鶴の一声で、自民党総裁でもあるので、この法律を国会で議論しましょう、ちょっとやってみましょう、早くと、お話しただけませんか。

**○岸田内閣総理大臣** まず最初に、先ほどの答弁の中で、臨時の医療施設、入院待機施設、去年の夏の四倍強となる三万四千と申し上げたようですが、三千四百、四倍強の三千四百でありました。訂正をいたします。

その上で、今の提案ですが、基本的な考え方は、政府としては、先ほど申し上げたように、今の目

の前のリスクに対してしっかりと体制を準備して、それを機能させる、これを今自治体とも協力しながら進めている、そして、オミクロン株の知見、大分集まってきましたが、今後、よりその特性が明らかになって、具体的な対応の中で考えていかなければいけないことがこれからもしっかりと出てくる、その辺もしっかりと検証した上で法律を作っていく、こうしたことを申し上げています。

そして、今の法律の取扱いについては、政府としては今申し上げた考え方でありますが、議会の中で法案の取扱い、これをどうするか、これは議会の中でしっかりと御議論いただいて対応は考えていただく、こうしたことだと考えております。

**○長妻委員** 我々も長年国会にいますとよく分かるんですが、そういうふうには答弁をいつも総理はされるんですが、総理は自民党総裁であって、それはそういうのを前向きにやってくれと指示しないと動かないんですよ、結局は。言えれば動くんですよ。それがもう国会ですから、是非、つまり今の枠組みの中で本当にできるのであればそれにこしたことはないんですが、それをオーバーフローしたときなんですよ。

例えば、重症度が四分の一という、先ほど、東大のグループの試算がありました、オミクロン株ですね、デルタに比べて。東京は、例えば、去年のピークが一日六千人ぐらいたったんですね。そうすると、二万数千人を超えると、その絶対数が同じになるんですよ、比率と掛け算すると。相当な、それ以上の、二月に入ると、例えば東京で新規感染者が一日に出るといって、ちょっとここでは

はばかられるような数字を試算しているグループもあるわけですね、相当大きな数字を。そういうようなことで、是非、この法案をやっていききたい、やっていただきたいということを強く思います。それはもう、検証するって、終わっちゃいますよ、六月。六月はもう国会を閉じるじゃないですか、参議院選挙。そうすると、法律は秋ということなんです。だって、六月まででしょう、まとめるの。六月にまとめて、国会会期末じゃないですか。参議院選挙、七月じゃないですか。そうすると、秋の臨時国会に法律を出す、そういう流れなんです。

**○後藤国務大臣** 今、総理の指示の下、政府としては、六月に司令塔機能も含めた法制度をまとめるということ、それ以降の段取りについて、今の段階で決めているわけではないという認識です。

**○長妻委員** これは、私も、皆さんも一生懸命コロナ対策をやられているので余り厳しいことは言いたくないですが、国民の皆さん、テレビ、ラジオを聞いておられる方、六月まで取りまとめて、法律は、じゃ、秋の臨時国会に出るか分からないし、来年かもしれないし、これはだからもう、コロナが全部終わった後、今後日本どうするかという法律じゃないですか、そうしたら。そうじゃなくて、今なんですよ、危機は。今対応しないといけないと思うんですよ。

ちょっと時間もだんだんなくなってきましたので、これは粘り強く、いろいろ働きかけをしますので、是非総理も、促進するように、我々もいろ

いろいろな法律を準備しますので、更に。ちょっとこれは本当に総理、しっかりしていただきたいと思えます。

そして、もう一つは、どれが正しいのかということですね。

これは、この前の土曜日、皆さんのところに提出があったと思います。小池知事と首都三県の知事ですね、千葉、神奈川、東京都で要望書が出ました、この前の土曜日。どういう要望書かというと、人流抑制ではなく人数制限との発言を、基本的対処方針と異なる考え方が報道され、現場に混乱を来している、国、地方、専門家らが一体となつてほしいと。これは知事さんが出しているんですね、国に対して要望書を、どなたか受け取ったんだと思いますけれども。

これは、専門家の意見を聞くのももちろんいいんです、総理のよく聞くのも。ただ、最後はワンプォイスで総理大臣が、つまり、私が不満だったのは、蔓延防止措置、総理、いつも会見していますよね、ぶら下がり。国民の皆さんに何をお願いするのかという発言がないんですよ。国民の皆さんにこれをお願いします、国もこういうふう頑張っているから、これをお願いしますというのがないですね。

ですから、専門家の方の意見、もちろんきちつと聞かないといけないんですが、最後決断してワンプォイスでという意味でお伺いするんですが、人流について、外出自粛とか必要ない、これ、尾身先生の発言は大きいんですよ。私のところへもいっぱい問合せが来ました、皆さんから、地元の方

を含めて。これは、じゃ、もう旅行とか行っていないんですね、ちょっと考えていたんだけれども。国の方針は、人流や人との接触機会の削減が重要。小池知事らは、不要不急の外出自粛。

これは、総理、どれが本当なんでしょうか。外出自粛は必要あり、なし、どっちですか。

○岸田内閣総理大臣 尾身会長も、その後、発言については訂正をされたと承知をしています。結果としまして、オミクロンの特性を踏まえ、マイクをつけずに会話をするなど、リスクの高い場面での接触機会を減らすための人流制限に重点を置くということでありましたが、あわせて、地域の実情に応じた人流抑制も有効である、こうした発言であったと理解をしています。

政府としましては、まずは、国民の命を守る、入院体制をしっかりと準備することが第一だと思つていますが、あわせて、軽症の自宅療養者に対して地域医療の即応体制をしっかりと準備する、そして三番目として、社会経済活動をできる限り止めないことというポイントにおいて、今申し上げた人流抑制とそして人数制限の議論が出てきた、そして先ほど申し上げましたような整理をさせていただいた、これが国としての発信内容であります。

○長妻委員 そうすると、総理、国の方針とここに書いてありますが、これは基本的対処方針なんですよ。国のコロナのバイブルなんですね。バイブルというか、まあ、憲法みたいなものです。大方針が書いてあるペーパーには人流抑制、人流の削減とあるんですが、そうすると、不要不急の外

出の自粛というのは、これは生きていくということでもいいわけですね、総理。

そうしたら、是非ちょっと統一見解をまとめていただきたい。

尾身先生が訂正という話がありましたけれども、この新たな効果的な対策という、専門家の尾身先生が入った、ペーパーのことではないかと思えますが、これは二十一日に出たんですけれども、確かに若干修正されています。ただ、人数制限が適していると考えられる、なお、感染状況の実情も踏まえて、各都道府県知事の判断により、人流抑制を加味することもあり得ると。サブなんです、人流抑制。

だから、これは是非統一見解を出していただきたい。

そうすると、県をまたぐ移動についても、これは、総理、大きなことなので、じゃ、県をまたぐ移動に限定してお伺いします。

つまり、不要不急の県をまたぐ移動は自粛というのが政府や国あるいは知事のメッセージなんですけれども、これは、じゃ、旅行というのはどうなんですか。いいんですか、悪いんですか。

○山際国務大臣 蔓延防止等重点措置において、基本的対処方針において何と書かれているかをお伝えしますが、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるように要請することとしているというふうに書かれておりまして、その上で、都道府県は地域における感染状況等を踏まえ、必要な措置を講ずるものという話でございますから、これというふうに決められているものではないとしていま

す。

○長妻委員 これというふうを決められているものではないというのは、じゃ、旅行は感染対策をすればいいということですか。

○山際国務大臣 不要不急という言葉の意味をどう捉えるかによると思いますけれども、例えば、いつも一緒にいる家族間で移動するという事に関して、それで何か制限をする必要はないというのが、混雑した場所や感染リスクの高い場所を除き、外出自粛要請の対象としないということ全体に書かれていますから、やはりそれはケース・バイ・ケースなんだと思います。

○長妻委員 これは更に問合せが来ますよ、私のところにも。これはちよっと、笑い事じゃないですからね。つまり、それは今初めて聞きました、家族とならば注意すればいい。

これは、そうしたら、分かりました、もう時間もないので、政府の統一見解を、是非、総理、出していただきたい。いろいろ細かいところがありますので、私も役所に申し上げますので、相当聞かれますから。これは重要です。

もう一つ心配なことが、国土交通省が検査していただいたわけですね、二酸化炭素濃度。これについてちよっと概要を、検査結果をお願いします。

○斉藤国務大臣 昨年十月、産業技術総合研究所産総研が、東京メトロの実際の車両を用いて、混雑時の運転状況を模擬した地下鉄車内の二酸化炭素濃度及び換気回数に関する試験を行いました。

具体的には、東京メトロの実際の運行において最も駅間の長い区間の所要時間が九分間であるこ

とから、ラッシュ時を想定した乗車率一五〇％で九分間走行した状態を再現して行われました。

その結果、二酸化炭素濃度については、最大で三二〇〇ppm程度まで上昇し、また、感染リスクを低減する観点から重要と考えられる換気回数については、窓を閉めた場合には一時間当たり約六・三回、さらに、一両当たり二か所、十センチ窓を開けた場合には約九・四回車内の空気が入れ替わることが併せて確認されたと承知しております。

○長妻委員 窓を開けた場合は、二酸化炭素濃度は、閉めた場合に比べてどのぐらい低減しましたか。

○萩生田国務大臣 検査したのが産総研で所管なものですから、私の方から。

車内二か所で窓を十センチ開けた状態では、そうでない場合と比べてCO<sub>2</sub>濃度が約一五％減少しました。

○長妻委員 私の予想では窓を開けるともつとCO<sub>2</sub>濃度が下がると思ってたんですが、一五％ということなので、これは是非対策を、国土交通大臣、今のままでいいのか、いいんだったらいいんですけども、あるいは、完全に、もう少し対策をするのか、そこら辺を是非検討していただきたい。

私は、一つ、ちよっと今にも関連して、マスクについて政府に提言をしたいんですね。

やはり、我々の行動を全部止めるわけにはもちろんいきません。ところが、日本は皆さんマスクをされておられる方が多いんですけれども、やはり、ウレタンとかそういうようなマスクも非常に

多いということ。

東北大学の本堂先生が実験をしております、不織布マスクが全体の七割から九割まで上がれば、全体の飛沫の量は十分の一になる、こういうものも出されておられるし、その本堂先生ら三十八人の科学者が、去年の八月、緊急声明を出しました。不織布マスクが必要だ。これは、エアロゾルとしてのウイルスを吸入する確率を小さくできる、ポリウレタン製のマスクや布製のマスクは、五マイクロメートル以下のエアロゾルの吸入阻止に無力である、徹底させるための措置を速やかに実施すべきである、こういうような提言を出しております。

仙台医療センターの西村センター長も、こういうことを言われております。布、ガーゼマスクは不織布マスクに比べて大きく効果が落ちる、ウレタンは他と比べて効果がかなり低いということで、やはり不織布が、密閉して、これが相当必要だということ。

海外を調べますと、なるほどと思つたんですが、イタリアは、今、緊急事態宣言が出ているようです。このFFP2マスクというのは、日本でいうN95マスクですね、医療用マスクと同じレベルのマスク。このFFP2マスクの着用義務化、公共交通機関に乗る人は、これをしていないと駄目だ、映画館、コンサート、クラブ、スポーツイベント等。

ドイツは、このFFP2マスクの着用を推奨、公共交通機関、小売店、閉鎖された空間内。これを受けて、ベルリン州など幾つかの州は、公共交

通機関等でのFFP2マスクの義務化が実施されている。

アメリカは、御存じのように、先週ですかね、バイデン大統領が、アメリカ国民成人一人当たり三枚のN95マスクを無料で配布する、四億枚。そういうリスクの高い場所のときは着けてくださいと。

というようなことで、やはり、いきなり医療用N95というのは無理だとすると、総理、この不織布マスク、これを何としても国民の皆さんに着けてください、マスクは不織布マスクでお願いしますと。これは国の基本的な方針にも書いていないです、国の対処方針にも。お国はそういうのを推奨していないんです、日本は。

是非、これは研究結果が積み上がっていますので、基本的対処方針に書き込む。そして、公共交通機関を利用される方とか、そういうような場合はそれを着けていただく。というか、外に出る場合は不織布マスク。これは不織布ですけれども、ほとんど皆さん不織布だと思いますけれども、それを総理からちよつとおっしゃっていただきたい。これは事前に相当詰めて質問通告していますので、ここでは是非アナウンスしていただきたいと思いません。総理、お願いします。

○山際国務大臣 基本的対処方針に関わることなので私からお答えしますが、先生御案内のように、御指摘のとおり、不織布のマスクは大変効果が高いということもありますし、これまで書いてあったんですね。しかし、国民がマスクを着けるといふことを習慣になるぐらいに徹底してやってくれ

ているということもあって、着け方を短くして、マスクの着用という形に今なっております。

不織布の話も含めまして、それをより丁寧に説明していくために何ができ得るかということは、基本的対処方針の検討の中でももう一度やらせていただきたいと思えます。

○岸田内閣総理大臣 基本的対処方針の中にも、従来から、三密の回避、それから換気、あるいは手の消毒と併せてマスクの重要性、これはもう記載しているところであります。

委員の御質問は素材の話であります、不織布マスクとウレタンマスクについて申し上げるなら一般的に不織布マスクの方が高い効果を持つと私も認識をしています。

各国の動き等も見ながら、我が国として、この素材の部分、どう扱うかということについては、是非関係大臣ともまた考えてみたいと思えます。

いづれにせよ、各国の取組をしつかりと参考としながら、またオミクロン株の特性にしつかり配慮しながら、具体的な、現実的な対応を行っていただきたいと考えております。

○長妻委員 委員長に、先ほどの県をまたいだ移動等についての政府の統一見解、それをお願いするところと言ったんですが、是非理事会で協議いただきたいと思えます。

○根本委員長 まず、内閣総理大臣岸田文雄君。

○岸田内閣総理大臣 政府の統一見解を示すことは重要なことであります。そして、そのためにも、基本的対処方針、これがありますので、この基本的対処方針の中に今言った点も含めてどう

明らかにするのか、是非検討していきたいと思えます。（長妻委員「じゃ、理事会で」と呼ぶ）

○根本委員長 理事会で協議します。

○長妻委員 次の質問に移りますけれども、オミクロン株については、アドバイザリーボード、厚労省のメンバーの方々が提言を出しましたけれども、最近、そこに書いてありますのは、この二週間でピークが来るんじゃないかと。非常にピークが早いわけで、そのピークの山を抑えるというのは今なんです。

ですから、非常に短期決戦。このオミクロンについては、その後、重症者がどつと増えてまいりますから、ここで山を低くしておくということが何よりも重要ですので、是非、めり張りのついた対応。マスクを外しての会話、かつ、大勢、長時間、大声、これはリスクが高い、これを相当アナウンスをして対策を取る。そして、換気の悪い空間、マスクありでも長時間は対策を取る。そして、マスクの質、今申し上げた不織布を推奨するといふか、もう何かお願いをしていく、マスクについては、これを是非やっていたきたい。それで、もう与野党一致結束してこのオミクロンを乗り切りたい。山を低くするのが今ラストチャンスだと思いますので、この一週間が本当に大きいと思えます。

最後に、総理にお伺いしますと、非正規雇用の方が今回コロナで直撃を受けております。

総理がおっしゃっておられるのは、小泉内閣以来の新自由主義的政策を転換するんだ、こういうふうにおっしゃいました。私も同感です。ただ、

遅いですね、遅いぐらいなんですけれども、ずっと新自由主義的政策。

その中の私は典型例というのが、労働法制、つまり非正規雇用の拡大だったと思います。小泉内閣から、本格的に製造業の派遣とか、派遣が本格解禁して、どんどんどんどん非正規が増えて、今四割です。

その前も、経団連の前身の経済団体が、雇用のポートフォリオ論ということで、日本は正社員だらけの国だと。そうじゃなくて、一九九〇年代、もう少し弾力的に、景気が悪いときは解雇でき、そしてよくなったらまた雇う、そういうような社員が必要だというのを真に受けて自民党が、そしてどんどんどんどん労働法制を緩和して、こういう脆弱な雇用になったと。私は、大罪だと思うんですね、自民党の。

総理とこの場で議論しました。私が一番印象に残っているのは、安倍総理にこういうふうに聞いたんです、予算委員会の場で。労働法制、これは岩盤規制だ、自分のドリルからは逃れられない、こういうことを総理はおっしゃっておられたんです。こんな趣旨のお話をされている。この考え方は是非改めていただきたいと言ったら、少しは改めるかなと思ったんですが、安倍総理は、その岩盤規制に穴を空けるには、やはり内閣総理大臣が先頭に立たなければ穴は空かないわけでありますから、その考え方を変えるつもりはありませんと。

でも、労働法制というのは、弱い立場の労働者と経営者が対等の関係じゃない形で契約を結ぶと

きに、労働者を守るための規制なんです。バリアなんです。そこに穴を空けるという発想じゃ駄目だ。

私は、まさにこれは新自由主義的政策の発想なんじゃないかなと思うんですが、岸田総理は、この安倍総理の発想というのは、これは否定されません。持ちませんね。

○岸田内閣総理大臣 今の非正規雇用の在り方についての御質問ですが、平成十五年の製造業への労働者派遣の解禁、これは、厳しい雇用環境の中にあつて雇用の場の確保等を行う、これを目的として行われたものですので、この措置自体はこれは転換すべきではないと私は思っています。

非正規雇用の待遇改善については、同一労働同一賃金を始め、労働者の保護に欠けることがないように、そして多様な働き方ができるように、選択できるように、必要な制度整備を行ってきたところであり、そして非正規雇用の正社員化については、これは午前中も、先ほども質疑がありましたが、キャリアアップ助成金の支援や人への投資、政策パッケージ、こうしたものについてしっかりと……（長妻委員「この考え方は取りませんね」と呼ぶ）

だから、それは冒頭言った、いや、そうじゃない、基本的に、安倍総理時代の製造業に対する労働者派遣の解禁、これは変えるつもりはないと冒頭申し上げたとおりであります。

○長妻委員 いやいや、そうじゃなくて、総理、逃げないでください。この発想は総理は持ちませぬねと、労働法制は岩盤規制でドリルに穴を空け

る、緩めていく、その発想は持ちませぬねということなんです。

○岸田内閣総理大臣 岩盤規制云々の御質問ではありませんが、ちよつとその前後の文脈が分かりませんので、どういった意味でその発言が行われているか、そして、それをどうするかということについては、それが分からないとちよつとお答えするのは難しいと思っております。

○長妻委員 これは、だって、相当、当時激論になつて、そのときに岸田さんもこら辺におられたのではないかと思うんですけれども。

是非、新自由主義的政策の転換と言うからには、非正規雇用を増やす方向には労働法制を変えないでください。高プロとか裁量労働制をどんどん拡大する動きがありますけれども、是非、製造業派遣を解禁したというのも、雇用のためであればもつと別のやり方がいっぱいありますよ。

最後に一言だけ。総理は、労働法制についてはどういう考えを持っておられますか。

○岸田内閣総理大臣 労働法制についてどう考えているかということですが、どういった課題において、どういった考え方に基づいて労働法制をどうするか、これは個別に丁寧に言わないと、一般論として労働法制についてどう考えるか、これにちよつと一概に答えることは難しいと考えます。

○長妻委員 これで終わりますけれども、具体的に聞くと答えなくて、だから抽象的に聞いて、労働法制の意義なり、役割なりを御答弁いただければよかつたんですけれども、まさか安倍総理に付

度はされていないと思えますけれども、新自由主義的政策を転換するとおっしゃったんですからね。その政策によって大変な思いをされている方、日本中たくさんいらっしゃるんですよ。

日本の労働生産性も今二十位以下になりました。賃金も上がっていません。自己責任論が蔓延しています、過度な自己責任論が。是非、本当に、言うからには覚悟を持ってやっていただきたいというをお願いします。

ありがとうございます。

○**根本委員長** 次回は、明二十五日午前八時五十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二分散会